

昭和57年10月1日発行

発行所／福岡県岡垣町役場

編集／町長公室

印刷／冷牟田印刷



大國主神社。手野の氏神として南山手にあ
る。大國主(だいこく)様とこの地の人親し
まれている。境内には、おとのの頭などの雀
崎の巣がある。

人口のうごき

8月末…()内は前年比

26,815人 (+671)

男 12,822人

女 13,993人

7,768世帯 (+245)

國民年金の豆知識

ひと口に年金といつても、国民年金、厚生年金保険、船員保険、共済組合など八つの公的年金制度があり、みなさんはいずれかの年金加入者となります。

年金制度の目的は、年をとつたり、障害者となつたり、あるいは一家の働き手を失つた人に対して生活を支えるための所得保障をするものです。たとえば、老齢（退職）年金や障害（廃疾）年金、遺族年金などの給付が受けられています。

しかし、年金制度はよくわからないとか、どんな給付が受けられるのか知らない人が多いようです。

せっかくの制度も、うまく活用されなければなんの意味もなしません。

今回は、国民年金のしくみをみてみるともに、よく言われる老齢年金、母子年金など八つの制度があり、福祉年金には老齢福祉年金、障害年金、母子年金など四つの制度があります。

万ーの備えとして 年金加入を

国民年金には、必ず加入しなければならない強制加入者と任意加入者があります。

二十歳から五十九歳までの人は、農業、漁業、商業などの自営業やサービス業、自由業にたずさわっている人とその家族は強制加入、サラリーマンの奥さんや大学生などは任意加入となります。

国民年金は、拠出制国民年金（高齢などのため拠出制国民年金料をかけて受ける年金）と福祉年金（高齢などのため拠出制国民年金納付期間が短縮されます）。

年金はいくらもらえるか

基本額

$$1,680円 \times \left(\frac{\text{保険料} - \text{保険料を免除された月数}}{\text{月数}} \right) \times \text{スライド率}$$

附加額

$$200円 \times \text{付加保険料を納めた月数}$$

昭和54年4月1日までに生れた人で、納付期間が10年以上、25年未満の人は、さらに次の額が加算されます。

$$650円 \times (300 - \text{加入期間の月数}) \times \left(\frac{\text{保険料を納めた月数} + \text{保険料を免除された月数}}{\text{月数}} \right) \times \text{スライド率}$$

計算例

ことし満60歳になった大正11年4月生れの人の場合
(65歳からの年金額)

国民年金加入期間 昭和36年4月～昭和57年3月 (21年間)
全期間保険料完納 252ヶ月 (21年間)

基本額

$$1,680円 \times 252ヶ月 \times 1,122 = 475,009円
(スライド率)$$

高齢者加算

$$650円 \times (300 - 252) \times \frac{252}{252} \times 1,122 = 35,006円$$

年金額

$$475,009円 + 35,006円 = 510,015円
50円未満切り捨て、50円以上切り上げ$$

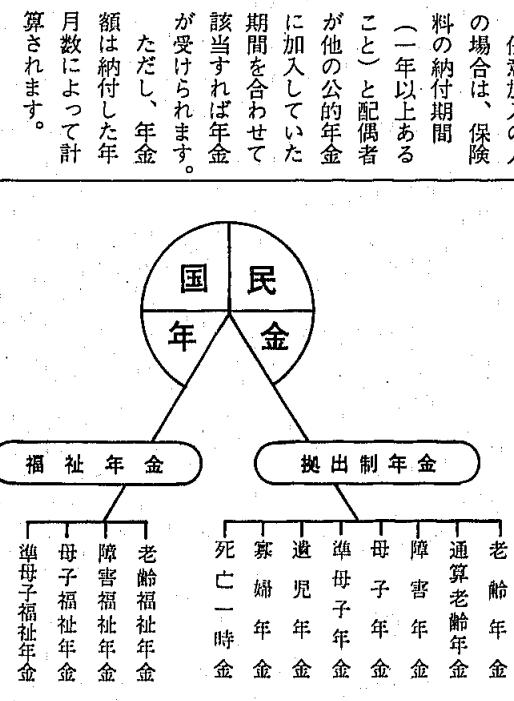
年額 510,000円 (月額42,500円)

知つておこう 老齢年金の 計算方法

国民年金は、主は国が負担し、

老齢年金の
計算方法

あとの一歩はみなさんからの保険料で運営されます。
保険料は、だれでも納めなければならぬ定額保険料と、より多くの老齢年金を受取るために定額



保険料に上積みして納める付別保険料とがあります。
(昭和五十七年四月現在)
では、老齢年金はどのように計算するのでしょうか。

五千二百二十円

附加保険料の額一ヶ月 四百円

定期保険料の額一ヶ月

イド率が基本額で、昭和五年四月一日以前に生まれた人は高齢者として加算額があります。
スライド率は、消費者物価による目減りの心配がありません。
ことし満六十歳になった人の六十歳からの年金額を計算すると年額五十一万円 (月額四万二千五百円)になります。

ことし満六十歳になった人の六

十五歳からの年金額を計算すると年額五十一万円 (月額四万二千五百円)になります。

ことし満六十歳になった人の六

繰り上げ請求は

得か損か?

老齢年金は、六十五歳から受給されますが、希望すれば六十歳からでも繰り上げて早く受けとることができます。

この場合、六十五歳からだと百分の年金額ですが繰り上げは減額された年金を受けとことになります。減額率は一生続くもので、六十五歳になっても減額した年金しか受けとれません。受給率は六十年で五八%、六十三歳では八〇%となっています。

よく言われる、年金を早くもらおうのは“得”か“損”かをちょっと考えてみましょう。

| 平均余命 | | | |
|-------------|-------------|------|-------------|
| 年齢 | 女性 歳 | 男性 歳 | 年齢 |
| 83歳 11カ月 | 13年 11カ月 | 70 | 81歳 5カ月 |
| 83歳 9カ月 | 14年 9カ月 | 69 | 81歳 1カ月 |
| 83歳 6カ月 | 15年 6カ月 | 68 | 80歳 9カ月 |
| 83歳 4カ月 | 16年 4カ月 | 67 | 80歳 5カ月 |
| 83歳 1カ月 | 17年 1カ月 | 66 | 80歳 2カ月 |
| 82歳 11カ月 | 17年 11カ月 | 65 | 79歳 10カ月 |
| 82歳 9カ月 | 18年 9カ月 | 64 | 79歳 7カ月 |
| 82歳 7カ月 | 19年 7カ月 | 63 | 79歳 4カ月 |
| 82歳 5カ月 | 20年 5カ月 | 62 | 79歳 1カ月 |
| 82歳 4カ月 | 21年 4カ月 | 61 | 78歳 10カ月 |
| 82歳 1カ月 | 22年 1カ月 | 60 | 78歳 8カ月 |

(56年厚生省調べ)

受給率
老齢年金は、通常六十五歳から支給開始となっていますが、希望者には六十歳から繰り上げて支給されます。この場合、年金額は減額され、その率を表わしたのが受給率です。

老齢年金

| 年齢 | 受給率 | 年金額 |
|-------|-------|----------|
| 60(歳) | 58(%) | 295,800円 |
| 61 | 65 | 331,500 |
| 62 | 72 | 367,200 |
| 63 | 80 | 408,000 |
| 64 | 89 | 453,900 |
| 65 | 100 | 510,000 |

二年一カ月。
六十五歳では男性十四年十カ月、女性十七年十一カ月となっています。

これを基準に、六十五歳でもう一年金額を五十二万円として単純に生涯年金額を計算してみると、

男性 五百五十二万一千六百円
女性 六百五十三万二千三百円
六十五歳の受給額
男性 七百五十六万五千円

こうしてみると、六十五歳からもらった方が得なようですが、

など。

平均余命はあくまで数字のことではありません。個人個人の余命は当然違うわけです。また、その受給者個人の生活環境によってもちがってきます。たとえば、生活資金としてより多くの年金を必要とする人。少なくとも早く受給し、有意義に使つた方がよいと思う人

価値感によって変わるものであり、概に、何歳でもらつたら“得”とか“損”とかは言えないようですね。



| 届出を必要とするとき | 必要な届出書類 | 提出期限 |
|-----------------------------------|---|---------------------|
| ● 国民年金に加入するとき | | |
| 20歳になったとき、又は会社をやめたとき | 国民年金被保険者資格取得届、前に国民年金、厚生年金に加入していた人は年金手帳・印鑑 | 14日以内 |
| サラリーマンの妻が加入するとき | 国民年金被保険者資格取得申出書、前に国民年金、厚生年金に加入していた人は年金手帳・印鑑 | いつでも |
| ● 国民年金をやめるとき | | |
| 会社や工場に勤めたとき | 国民年金被保険者資格喪失届、年金手帳・印鑑 | 14日以内 |
| ● 国民年金に加入しているとき | | |
| 加入者が死亡したとき | 国民年金被保険者死亡届、印鑑 | 14日以内 |
| 氏名をかえたとき | 国民年金被保険者氏名変更届、年金手帳・印鑑 | 14日以内 |
| 住所をかえたとき | 国民年金被保険者住所変更届、年金手帳・印鑑 | 14日以内 |
| 生活が苦しく保険料をおさめられなくなったとき | 国民年金保険料免除申請書、印鑑 | いつでも |
| 保険料免除をうけている人が再びその他の保険料をおさめようとするとき | 国民年金保険料追納申込書 | いつでも (10年以内) |
| ● 国民年金をうけようとするとき | | |
| 老齢年金をうけようとするとき | 老齢年金裁定請求書、年金手帳・印鑑 | うけられるようになつたらなるべくはやく |
| 通算老齢年金をうけようとするとき | 通算老齢年金裁定請求書、年金手帳、通算対象期間確認請求書か他から受けている年金証券の写し・印鑑 | 〃 |
| 障害年金をうけようとするとき | 障害年金裁定請求書、年金手帳、国民年金診断書・印鑑 | 〃 |
| 母子年金または準母子年金をうけようとするとき | 母子(準母子)年金裁定請求書、年金手帳、戸籍謄本または抄本、住民票など・印鑑 | 〃 |
| 遺児年金をうけようとするとき | 遺児年金裁定請求書(後見人が保護義務者の氏名、住所、続柄を記入し印をねす)、死亡した人の年金手帳、戸籍謄本または抄本、住民票など・印鑑 | 〃 |
| 寡婦年金をうけようとするとき | 寡婦年金裁定請求書、夫の国民年金手帳、戸籍謄本または抄本、住民票など・印鑑 | 〃 |
| 死亡一時金をうけようとするとき | 死亡一時金裁定請求書、死亡した人の年金手帳、戸籍謄本または抄本、住民票・印鑑 | 〃 |

昭和57年10月1日

かがき お報広

町のわたい

一日早く長寿を祝つて

岡垣町 敬老会

昭和五十七年度岡垣町敬老会が
九月十四日、町民体育館で行われ
ました。敬老の日は十五日ですが、

その日は家族の人たちといつしょ
に祝つてもらおうと、一日早く行
われています。

当日、会場には九百人がつめか
けにぎわいました。岡垣町には現
在七十歳以上のお年寄りは、千七
百四十一人います。

今年の最高齢者は、九十九歳
(明治十六年生) の堀さたさん
(恵の家) で、県知事や町長から
記念品が贈られました。

会も終わり、お年寄りたちはお
弁当を食べながら、しばし世間話
しに花を咲かせたあと、お待ちか
ねの演芸で楽しんでいました。



ママさんバレー

南山田チーム優勝

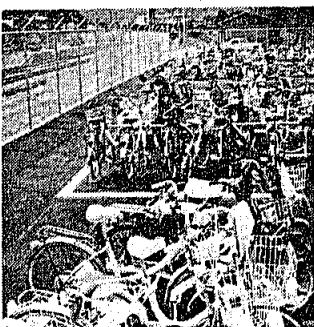
体協会長杯争奪ママさんバ
レーボール大会(九人制)が

九月五日、町民体育館で行わ
れました。

ママさんバレーも年々実力
をつけてきて、アタック、レ
シーブに好プレーが随所に見
られ、長いラリーが続くと思
われ、長いラリーが続いた。
実力が伯仲するとなかなか



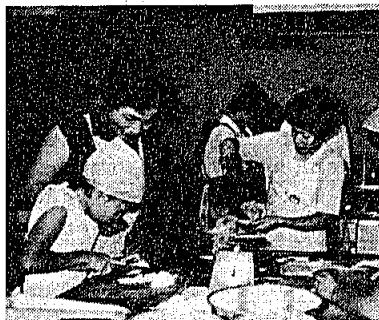
自転車・バイク置場



駅構内に開設

海老津駅構内東側に新しく自転
車・バイク置場が設置されました。
この置場は、通勤・通学者等の

利便を図るために駅の協力を得て町
が整備したもので料金は無料です。
みなさんご利用下さい。



料理教室に

参加して

安養寺 紗海子(百合ヶ丘)

中央公民館での「母と子の料
理教室」へ、バスに乗つて行き
ました。まず初めに作つたのは
チーズハンバーグ。玉ねぎをみ
じん切りにして、焼くすぐ前に
チーズを中に入れました。次は
フルーツの盛合せ。

スイカやモモなど色とりどり

さわやかな汗を流していました。
成績は次のとおりです。

| | |
|----|--------|
| 優勝 | 南山田 |
| 2位 | 吉木同好会 |
| 3位 | 鍋田・東高陽 |

食事を作る時には子供に手伝
いをさせて、料理を作る喜びと
一緒に食べる楽しさを味わつて
ください。(岡垣町食連会)

遠賀四カ町商工会
合同講演会案内

日時 十月十一日(月)
十三時から

場所 遠賀町中央公民館
講師 慶應義塾大学・加藤
寛教授

テーマ 行政改革の役割と
主催 四カ町商工会 共
催 郡四カ町商工会青年部
婦人部 後援 四カ町町長
会・議長会。なお、会場の收
容人員に制限がありますので、
指定席券を発行します。ご希
望の方は、十月五日までに岡
垣町商工会においでください。

の果物にスキムミルクをかけま
した。わかれめごはんとくずもち
は、お母さん達が作り、みんな
でいつしょに食べました。でも、
自分で一生懸命作った料理が特
においしかったです。

家で、もう一度作つてお母さ
んや家族みんなを喜ばせてみた
いです。

道路交通法令講習会(折尾
交通安全協会主催)が次のと
おり実施されますので、多数
ご出席ください。

日時 十月十八日(月)
午後七時~九時まで

場所 中央公民館(吉木)
受講後に、この日から一年
以内に免許更新をされる人に
は、更新時の法令講習会が免
除される証明書が発行されま
すので、ご利用ください。

昭和57年10月1日

広報かがおか

岡垣小史

内浦 (2)

〔内浦有吉栄生氏 (七十二歳) に聞く。〕

内浦平山組は十三戸の隣組だが、

今だに四月六日の弥勤様、四月二

十四日の毘沙門様、七月二十四日

の厄神様、九月六日の弥勤様の例

祭にはおこもりを続いている。戦前は一家総出のお籠りだったが、さすが戦後は一時食糧事情が悪化したと、今は毎日お籠り以上の御馳走を食べているのと、若い人に敬神崇拝の観念が薄らいだため、今では一戸に一人か二人の参加者と少なくなっているが、一つの隣組にこれだけのお籠りが、今だに残っていることは驚異に値する。

弥勤様

内浦字貴舟谷は非常に広く丘あり山ありだが、小高い所の一番高い所に祀られている。創設当時山から大石をおろしてきたが、二つに割れたので一つを弥勤様にし、一つを山の神にしたと伝え、平山組が祀っている。昔は平山組以外の人も詣っていた。それと女は詣ることはできんと男だけで詣つていたが、弥勤様は作神様ということで、今は女人の人も詣つている。

例祭は四月六日と九月六日で、当日は何人か一時間くらい前に来て、弥勤様の附近を掃除し、午後

三時頃から一軒に二、三人出てお籠りをしている。また正月には今でも、二、三人の人がしめかざりを供えている。

毘沙門様

平山の民家の裏の、いちはう、

桜、椎等の古木の生い茂った森に祀られている。二間に三間のお堂があり、奥の格子戸の中に五十cmくらいの木造の毘沙門天がおられる。暗くて見えないが、眼はランランと輝きこわいほどである。

境内地も毘沙門天像も内浦海藏寺の所有だが、今は平山組が維持管理し、毎年四月二十四日に平山組でお籠りをしている。さすが今は一軒から一、三人の参加になつた。お堂の中に埼玉県上尾市からの御禮詣りの布がさがつてある。

毘沙門天信仰

「金光明經」では四天王の一つとして北方を守護する多聞天をいい。須弥山の第四層に住み、夜叉、羅刹の二神を率い、つねに道場を守つて説法を聞いていた。天の名がある。財産の神として信仰されている。尊像は甲冑に身をかため、手に塔をささげ鉾を持つのが一般的である。

財施の神として独立して信仰もされているが、そのときは四天王と別に毘沙門天と呼ばれ、脇侍に吉祥天、善財童子を置くが、これはインドの神話に、「毘沙門天

の妻は吉祥天であり、善財童子はその子である」という伝説にもとづくものである。

毘沙門天は平安時代から信仰され、近世では七福神の一つとして財宝の神として信仰を集めている。

厄神様

厄神様

平山の毘沙門堂の右横に厄神様が祀られている。一間に一間のお堂の奥に石の祠があり、明治二十五年健設の銘が刻んである。その前に内浦の近くで疫病がはやつたので祀られたようである。

七月二十四日が祭日で、この日は平山祇園ともいい、「ガメノ葉まんじゅう」もつくられていたし、今に平山組はお籠りをしている。

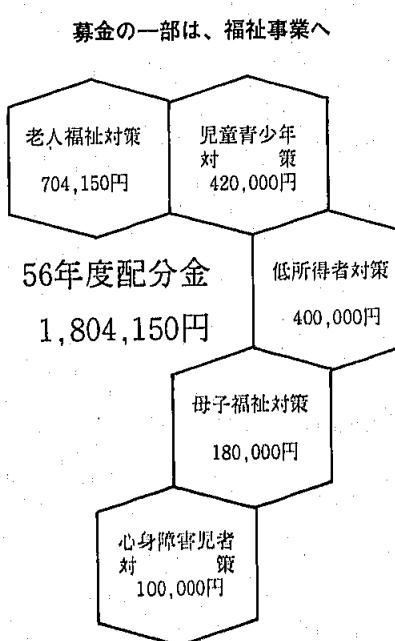
昔は隣組以外の人も参加していた。それで①村境に注連縄をはつたり、札を立てて悪霊が入つて来ないようになり、②疫病の源を藁人形などにつけて村の外に送り出し、また海や川に流す。③疫神をなだめ祭る等で、村が共同して対処した。

疫神社

疫病をはやらせるのは厄病神で、疫神、疫病神、疫神ともい、昔はよそから来ると考えられていた。

それで①村境に注連縄をはつたり、札を立てて悪霊が入つて来ないようになり、②疫病の源を藁人形などにつけて村の外に送り出し、また海や川に流す。③疫神をなだめ祭る等で、村が共同して対処した。

○児童扶養手当
“児童・特別児童扶養手当の額を引き上げ”



- 児童扶養手当
- 特別児童扶養手当
- 心身障害児対策
- 母子福祉対策
- 低所得者対策
- 児童青少年対策
- 老人福祉対策

目標
一世帯四百円

今年も、共同募金運動が十月一日から始まります。

一人ひとりのやさしさとだけあいの心を、というこの運動は、昭和二十二年から始められ今年で三十六回になります。その間に寄せられた善意のお金は、老人福祉や児童福祉などいろいろな社会福利事業や更生保護事業を進めるために役立てられています。

募金は、一世帯四百円を目標に一人ひとりのやさしさとだけあいの心を、というこの運動は、昭和二十二年から始められ今年で三十六回になります。その間に寄せられた善意のお金は、老人福祉や児童福祉などいろいろな社会福利事業や更生保護事業を進めるために役立てられています。

募金は、一世帯四百円を目標に一人ひひとりのやさしさとだけあいの心を、というこの運動は、昭和二十二年から始められ今年で三十六回になります。その間に寄せられた善意のお金は、老人福祉や児童福祉などいろいろな社会福利事業や更生保護事業を進めるために役立てられています。

昨年は、岡垣町で二百五十六万九千百七十円の募金が集まりました。このうち、百八十万四千五百円が町社会福祉協議会に配分されました。いろいろな事業に活用されます。みなさんのご理解、ご協力を願います。

募金は、一世帯四百円を目標に一人ひひとりのやさしさとだけあいの心を、というこの運動は、昭和二十二年から始められ今年で三十六回になります。その間に寄せられた善意のお金は、老人福祉や児童福祉などいろいろな社会福利事業や更生保護事業を進めるために役立てられています。

転入や、会社などを辞めたときの国民健康保険（国保）への加入、又は、町外転出、就職して国保から脱退するとき、子供が生まれたり住所、氏名に変更があったときは、十四日以内にその手続を行つてください。

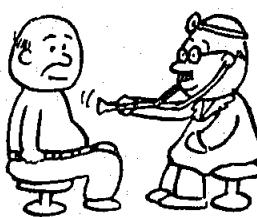
届け出が遅れると、その日までにさかのぼって計算され、一度に多額の保険税を支払うことにもなりかねません。

また、国保の被保険者が社会保険など他の保険に入つて、国保の資格が喪失しているにもかかわらず届け出していない人が多いようです。こうした人は、すみやかに届け出しないと保険税を二重に支払うことになります。

い。
病院にかかる時は、必ず保険証を窓口に提出してください。
國保の被保険者には、毎月の医療通知書を三ヶ月毎に送付されています。

転入や、会社などを辞めたときの国民健康保険（国保）への加入、又は、町外転出、就職して国保から脱退するとき、子供が生まれたり住所、氏名に変更があったときは、十四日以内にその手続を行つてください。

届け出が遅れると、その日までにさかのぼって計算され、一度に多額の保険税を支払うことにもなりかねません。



十四日以内に

国保の手続きは

東部出張所窓口 税証明も発行

東部出張所では、現在、印鑑証明、住民票、戸籍謄・抄本の発行をしていますが、10月1日から次の税証明も発行するようになりました。ご利用ください。

△所得（課税）額証明

△固定資産評価証明

△納税証明

△非課税証明

※証明は、本人もしくは本人の委任状を持参した方でないと交付できませんので、ご注意ください。



言い訳をする子

子供に用事をたのんだり、何か注意をしたとき、いつも素直に「はい」と返事をしてほしいと思うのは、お母さんにしてみれば当然でしょう。しかし、子供なりの理屈があつて、成長するにつれてなにかと言ひ訳をするようになってしまいます。

言い訳をする子供は、見た目には素直でないよう映るもの

で、だからといって言い分も聞かず、頭ごなしにしかるのは考えものです。

言い訳をするようになるということは、ある面で自分のしたいことを説明し、主張することができることになつたということなのであります。それは、自我に自覚していく一つの過程ともいえるでしょう。

また、子供にしても自分の言ふことによって、時には、親の先走りや誤解、一方的な押しつけであつたことに気づく場合もできます。

ですから、一方的にしかるだけでは子供は納得しません。なぜ、しかられるのが理解できない上に、自分の主張が入れられないことへの反感と相まって、悪くすると母親への不信感を育てる結果にならぬとも限りません。

また、子供にしても自分の言い訳がその場のごまかしであつたり、単なる利己主張にすぎないことがわかつて、貴重な反省の機会になつたりします。

| 届け出をしなければならない場合 | | 準備するもの | 追加加入のときは被保険者証 |
|-----------------|-------------------------------|------------------------------|---------------|
| 加入するとき | 他地区から転入して来たとき | 印かん、転出証明書 | |
| | 退職などで職場の健保をぬけたとき | 印かん、健保の離脱証明書 | |
| | 健保の扶養家族からはずされたとき | 印かん、被扶養者になれない理由の証明書 | |
| | 国保組合からぬけたとき | 印かん、組合離脱証明書 | |
| | 生活保護をうけなくなったとき | 印かん、保護廃止決定通知書 | |
| | 子供さんが生まれたとき | 印かん、被保険者証 母子健康手帳 | |
| やめるとき | 他地区へ転出したとき | 印かん、被保険者証 | |
| | 職場の健保に入ったとき 健保の扶養家族になったとき | 印かん、国保と健保の被保険者証 (又は資格証明書) | |
| | 国保組合に入ったとき | 印かん、両方の被保険者証 (又は資格証明書) | |
| | 生活保護をうけることになったとき | 印かん、被保険者証、保護開始決定通知書 | |
| | 死亡したとき | 印かん、被保険者証 | |
| 変更 | 住所、世帯主、氏名、続柄などが変わったとき | 印かん、被保険者証 | |
| 被保険者証 | 保険証をなくしたり、よごして使えないようになったとき | 印かん、使えなくなった被保険者証 | |
| | 修学のため他地区に住んでいた学生で親もともに帰つて来たとき | 印かん、被保険者証 | |
| | 旅行などで別個の保険証がほしいとき | 印かん、被保険者証 | |

*届け出は、異動があった日から14日以内にすませましょう。

—10月の主な行事—

| 期日 | 行 事 | 場 所 |
|--------|----------------------------|---------------|
| 1日(金) | 生ワクチン (13時30分) | 中央公民館 |
| 4日(月) | 幼児相談 (13時30分) | 東部公民館 |
| | 秋の狂犬病予防注射 (~8日・25日) | |
| 8日(金) | 戦没者慰靈祭 | |
| | 心配ごと相談 (13時30分) | 東部公民館 |
| 9日(土) | 奉納弓道大会 | 高倉神社 |
| 10日(日) | ソフトボール男子 秋季大会 (17日・24日) | 町民グラウンド |
| | 剣道奉納試合 | 高倉神社 |
| | 町民硬式テニス大会 | 町民テニスコート |
| 12日(火) | 乳児検診 (13時30分) | 東部公民館 |
| 14日(木) | 老人検診 (10時) | 東部公民館 |
| | 成人検診 (13時30分) | 東部公民館 |
| 15日(金) | 小学校入学児童健康診断 | 中央公民館 |
| 17日(日) | 1日目赤 (9時) | 中央公民館 |
| | ソフトボール女子 秋季大会 (24日) | 海老津小 グラウンド |
| | 城山登山 | 赤鳥居バス停 |
| 18日(月) | 定期検便 (13時) | 東部公民館 |
| 22日(金) | 心配ごと相談 (13時30分) 行政相談 | 東部公民館 |
| | 三種混合 (13時30分) | 中央公民館 |
| 31日(日) | 少年野球新人戦 | 町民グラウンド |
| | 欅式庭球観戦大会 | 町民テニスコート |
| | 岡垣町少年剣道大会 | 町民体育館 |

(期日は変更されることがあります。)

入学児童健康診断
昭和五十八年度に小学校に入学する児童の健康診断を行います。
該当者 昭和五十一年四月二日
～五十二年四月一日までに生れた児童
当日の受付は、混亂を防ぐため

に各保育園、幼稚園などに行います。なお、教育相談などがある方は、役場教育委員会 (☎ 282局) 1211) 学校教育課にご相談を。

場所 岡垣町役場経済課
検査日 十月十五日 (金)
場所 中央公民館 (吉木)
新食生活法が施行されたことに伴い、米穀小売業者を新しく配置することになりました。

十月一日は「法の日」。法務局で

は、行政相談所を開設しみなさん

からの相談を受けます。

開設期間 十月一日～七日 (土)

曜日の午後と日曜日は除く

(☎ 282局 3542)

三十日まで

十月十八日 (日)

受付期間

局 1211 (☎ 282局 2)

又は八幡農林事務所へ。

請の受付を次

のとおり行います。詳しく

申込書類 (この許可申

出) は、役場経済課へ。申

出) は、役場絏済課へ。申

出) は、役場絏済課へ。申